平成２８年（フ）第５５号
香川県高松市御厩町561番地２
破産者　石井　正人
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１４号
愛媛県松山市空港通１丁目11番22号　エレガンツァ・プリムラⅡ　205号
破産者　宮崎　裕治
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
高知市山ノ端町225番地１
破産者　竹中　香織
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７９号
福岡県田川郡川崎町大字安眞木3774番地
破産者　森元　元春
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２９号
福岡県田川郡糸田町2802番地４
破産者　小谷川綾子
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第６０号
佐賀市巨勢町大字牛島781番地１　1044号
破産者　小寺　真理
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
長崎県長崎市小峰町１番６―201号
破産者　北原　政敏
1　決定年月日　平成28年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３５６号
仙台市宮城野区岩切字洞ノ口188番地　ボヌールＫ407
破産者　白石　安男
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
宮城県大崎市古川北稲葉３丁目２番21号、開始決定時の住所宮城県大崎市古川字上古川296番地１
破産者　高橋　久也
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
宮城県大崎市古川北稲葉３丁目２番21号、開始決定時の住所宮城県大崎市古川字上古川296番地１
破産者　高橋美智惠
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
東京都渋谷区本町６丁目28番２―1107号、開始決定時の住所山形県天童市久野本２丁目１番20号
破産者　鹿野　　浩（旧姓安喰）
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２１号
山形市江俣１丁目４番29号
破産者　井上　明美（開始決定時の姓宇井）
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
相模原市南区上鶴間本町４丁目49番７号　ファミール渋谷201
破産者　九鬼　悠希
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２０号
三重県名張市つつじが丘南２番町６番地
破産者　今中　久雄
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３２３７号
兵庫県西宮市甲子園口北町３番５―302号
破産者　原野眞之介
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４３０号
兵庫県明石市大久保町西脇539クレモナ山手411号室、開始決定時神戸市西区大沢１丁目９番地の19
破産者　明石　　護
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８８号
大阪府富田林市中野町２丁目１―19　サンライズ中野207号室、開始決定時の住所大阪府富田林市梅の里２丁目32番24号
破産者　木村　　稔
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係